

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和7年2月28日(2025.2.28)

【公開番号】特開2025-13484(P2025-13484A)

【公開日】令和7年1月24日(2025.1.24)

【年通号数】公開公報(特許)2025-014

【出願番号】特願2024-193486(P2024-193486)

【国際特許分類】

G 07 G 1/12(2006.01)

10

G 07 G 1/00(2006.01)

G 07 G 1/01(2006.01)

G 07 G 1/06(2006.01)

【F I】

G 07 G 1/12 321K

G 07 G 1/00 301D

G 07 G 1/01 301D

G 07 G 1/06 B

【手続補正書】

20

【提出日】令和7年2月19日(2025.2.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

登録された商品情報に基づいて精算処理を行う第1精算手段と、

30

前記第1精算手段とは異なる第2精算手段と、

前記第1精算手段で精算される場合に第2精算手段に関する情報を出力する出力手段とを備え、

前記第2精算手段は、

顧客の操作により登録された商品情報に基づいて顧客の操作により精算処理を行い、

前記出力手段は、

前記第1精算手段を利用した場合の取引時間よりも前記第2精算手段を利用した場合の取引時間の方が短い旨を出力する
ことを特徴とする精算システム。

【請求項2】

前記第1精算手段は、

40

店員の操作により精算処理を行うことを特徴とする請求項1に記載の精算システム。

【請求項3】

精算処理を行う精算装置であって、

登録された商品情報に基づいて精算処理を行う精算手段と、

前記精算手段で精算される場合に、当該精算装置とは異なる精算装置であって顧客の操作により登録された商品情報に基づいて顧客の操作により精算処理を行う精算装置に関する情報を出力する出力手段とを備え、

前記出力手段は、

当該精算装置を利用した場合の取引時間よりも当該精算装置とは異なる精算装置であって

50

顧客の操作により登録された商品情報に基づいて顧客の操作により精算処理を行う精算装置を利用した場合の取引時間の方が短い旨を出力することを特徴とする精算装置。

【請求項 4】

第1精算装置として第1のコンピュータを機能させ、前記第1精算装置とは異なる第2精算装置として第2のコンピュータを機能させるプログラムであって、

前記第1のコンピュータを、

登録された商品情報に基づいて精算処理を行う第1精算手段

前記第1精算手段で精算される場合に、前記第2精算装置に関する情報を出力する出力手段

10

として機能させ、

前記第2のコンピュータを、

顧客の操作により登録された商品情報に基づいて顧客の操作により精算処理を行う第2精算手段

として機能させ、

前記出力手段は、

前記第1精算手段を利用した場合の取引時間よりも前記第2精算手段を利用した場合の取引時間の方が短い旨を出力することを特徴とするプログラム。

20

【請求項 5】

精算装置としてコンピュータを機能させるプログラムであって、

前記コンピュータを、

登録された商品情報に基づいて精算処理を行う精算手段、

前記精算手段で精算される場合に、当該精算装置とは異なる精算装置であって顧客の操作により登録された商品情報に基づいて顧客の操作により精算処理を行う精算装置に関する情報を出力する出力手段

として機能させ、

前記出力手段は、

当該精算装置を利用した場合の取引時間よりも当該精算装置とは異なる精算装置であって顧客の操作により登録された商品情報に基づいて顧客の操作により精算処理を行う精算装置を利用した場合の取引時間の方が短い旨を出力することを特徴とするプログラム。

30

40

50